

## 民法(債権関係)の改正 に関する中間試案(その 2)

先日、法務省より「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」が公表され、パブリックコメントに付されています。本稿では、注目すべき論点のうち、その一部をご紹介します。

### ・保証人保護の方策の拡充(第17 保証債務)

民法は446条以下で保証債務について規律していますが、中間試案では新たに主たる債務が金銭の貸渡または手形の割引を受けることによって負担する貸金等債務が含まれる根保証契約であって保証人が個人であるもの、債務者が事業者である貸金等債務を主債務とする保証契約であって保証人が個人であるものについて、保証人がいわゆる経営者であるものを除き、無効とすることを提案しています。

これは、実務上、保証契約が自己の信用を補う手段として重要な意義を有している一方で、個人の保証人が想定をしていなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻を招くような事例が存在することから、原則として個人保証を無効とすべきとの考え方に基づくものであります。

もともと、このような規律を設けることについては実務へ与える影響が大きいとの指摘があり、まだ十分に議論が深められたとはいえないことから、中間試案本文末尾も「引き続き検討する」とされており、今後さらに議論が重ねられることが予定されています。

### ・契約交渉段階に関する規律の明文化(第27 契約交渉段階)

#### 1. 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄

中間試案では、契約交渉段階の規律として、交渉当事者は契約が成立しなかったことについての損害賠償責任を原則として負わないことを明記したうえで、相手方が契約の成立が確実であると信じ、かつ、そのように信じるのが相当であると認められる場合に、正当な理由なく契約の成立を妨げた場合には損害賠償責任を負う旨の規律を設けることを提案しています。

この提案に対しては、個々具体的な状況に応じて信義則で判断すれば足りるとして、民法に規律を設けることに慎重な意見があります。

#### 2. 契約締結過程における情報提供義務

中間試案では、原則として、契約当事者の一方がある情報を知らずに契約を締結したことによって損害を受けたとしても、相手方に損害賠償責任は生じない旨の規律を設けたうえで、情報の提供を受けるべき当事者がその情報を知っていれば契約を締結しなかったと認められ、かつ、そのことを相手方が知ることができた場合等には損害賠償責任を負うことを提案しています。

この提案に対しては、過度の情報提供義務が発生し、コストの増加を招くとして規律を設けることに慎重な意見があります。

## IFRS(後発事象)

今回は、IFRSにおける後発事象の考え方について解説します。

後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日の間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の両方をいいます。後発事象は以下の2種類の事象に分類できます(IAS第10号「後発事象」)。

(1) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象(修正を要する後発事象)

(2) 報告期間後に発生した状況を示す事象(修正を要しない後発事象)

(1) 修正を要する事象は、後発事象を反映して財務諸表において認識された金額を修正する必要があります。以下例示します。

(a) 報告期間の末日においてある資産が既に減損していたこと、あるいはその資産に対して既に認識されていた減損損失を修正する必要があることを示す情報の報告期間の末日後の入手

(b) 報告期間の末日において既に企業が現在の債務を有していたことを証明することになる報告期間の末日後における訴訟事件の解決

(c) 報告期間の末日前に行われた資産の購入または売却についての、購入原価または売却価額の報告期間の末日後における決定

(d) 企業が報告期間の末日以前の事象の結果として、利益分配又はボーナスの支払いを行う法的又は推定的債務を貸借対照表日時点で有していた場合の、そのような支払金額の報告期間の末日後における決定

(e) 財務諸表が誤っていたことを示す不正又は誤謬の発見

(2) 修正を要しない事象は、財務諸表を修正してはいけません。ただし、その重要性が大きく、それを開示しないことが財務諸表利用者による適切な評価や意思決定に重要な影響を及ぼすような場合、企業はそれらの事象について開示する必要があります。以下例示します。

(a) 報告期間の末日後の主要な企業結合、又は主要な子会社の処分

(b) 事業廃止計画の公表

(c) 主要な資産の購入、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に準拠した売却目的資産への組替え、その他資産の処分、又は主要な資産の政府による収用

(d) 報告期間の末日後の火災による主要生産設備の損壊

(e) 重要なリスラクチャリングの発表又は着手

(f) 貸借対照表日後の重要な普通株式及び潜在的普通株式取引

(g) 報告期間の末日後における資産の価格又は外国為替レートの通常範囲を超える重要な変動

(h) 報告期間の末日後に施行又は発表された税率若しくは税法の変更で、当期税金及び繰延税金の資産・負債に重要な影響を及ぼすもの

(i) 多額の保証の発行等、重要なコミットメント又は偶発負債の発生

全体に係るポイントとして、いつまでを後発事象として捉えるかについては留意が必要です。

日本基準では、いつまでを後発事象と捉えるかについて、会社法と金融商品取引法とに分けて記載されています。原則として、金融商品取引法においては有価証券報告書提出日まで、会社法においては監査人の監査報告書提出日までとされています。

IFRSでは財務諸表の公表の承認日までとされていますので、日本基準とは差異があります。なお、IFRSでは、この公表承認日について、注記が必要となります。

## 監査における不正リスク 対応基準

本稿では、監査における不正リスク対応基準について解説します。

### 1. 考え方

監査における不正リスク対応基準は、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応する監査手続を規定していますが、不正摘発自体は意図していません。また、不正リスクに画一的に対応するための追加的な監査手続の実施も求められておらず、不正による財務諸表の重要な虚偽表示を示唆するような状況が識別されなければ、現行の監査基準に基づく監査実務と基本的に変わりはありません。

新基準は、既存の監査基準や監査実務指針のあちこちに盛り込まれているものを1箇所に集約して明文化しただけといえます。すでに、職業的懐疑心を持って不正リスクに慎重に対応してきた監査人にとっては何も変わらないと言ってしまえばそれまでですが、公認会計士各人への警告として意味があります。職業的懐疑心を持って財務諸表の重要な虚偽の表示となるような不正を発見せよ、不正の端緒を発見したら不正の兆候を把握せよ、そう言われても、何が不正の端緒、兆候で、深度ある監査手続とは具体的に何を実施すればよいのかが不明確でした。新基準はそういうことを考えるうえで非常に有意義です。

### 2. 基準の適用範囲

不正リスク対応基準は、財務諸表及び監査報告書について広範囲な利用者が存在する金融商品取引法に基いて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)に対する監査を念頭に置いて作成されています。

### 3. 監査における不正リスク対応基準の内容

監査における不正リスク対応基準は、(第一)職業的懐疑心の強調、(第二)不正リスクに対応した監査の実施、(第三)不正リスクに対応した監査事務所の品質管理の3本の柱で構成されています。

#### (1) 職業的懐疑心の強調

職業的懐疑心の考え方は現行の監査基準と変更はありませんが、不正リスクに対応するためには、監査の全過程を通じて、より慎重な姿勢で臨むことが必要であると強調されています。

#### (2) 不正リスクに対応した監査の実施

財務諸表全体レベルで不正リスクが識別された場合には、企業が想定しない要素の組み込みに留意することが強調されています。

監査実施の過程において不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を監査人が識別した場合、監査人は追加の監査手続を実施し、その上で適切な階層の経営者に質問を求め不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断します。

#### (3) 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理

不正リスクに対応した監査手続を実施するための監査事務所の品質管理が規定されていますが、新たな品質管理のシステムの導入は求められず、不正リスクに対応する観点から特に留意すべき点が明記されています。

最近問題となった会計不正事例において、監査事務所間の引継に疑問が投げられたことから、監査事務所間の引継が特に強調されています。

### 4. 適用時期

平成26年3月期の決算に係る財務諸表監査から適用となります。なお、監査事務所の品質管理については平成25年10月1日から適用となります。

## 退職給付会計における 期間定額基準と 給付算定式基準

新しい「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)では、退職給付見込額の期間帰属方法が見直されました。今回は、選択適用となった期間定額基準と給付算定式基準について具体例に基づいて解説します。

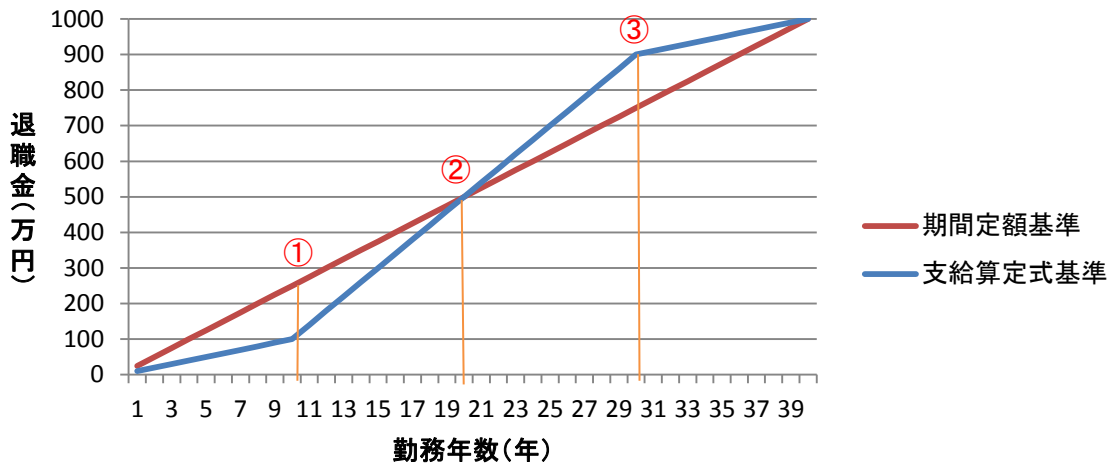
改正前会計基準等では、退職給付見込額の期間帰属方法として、・期間定額基準(原則)・給与基準・支給倍率基準・ポイント基準の選択適用が認められていました。

新しい「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)では、退職給付見込額の期間帰属方法として「期間定額基準」と「給付算定式基準」の選択適用が認められています。しかし、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならないとされています。

「期間定額基準」とは、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法です。「期間定額基準」は、これまでの方法を継続できるため、新会計基準の導入に当り、退職給付債務が大きく変動しないメリットがあります。一方、「給付算定式基準」は、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法をいいます。IFRSでは、給付算定式基準しか認めていないため、将来IFRSへの意向を考えた場合、給付算定式基準の方が親和性が高いというメリットがあります。

ここで、簡単な具体例を用いて考えてみます。「入社から、定年退職までの勤務年数が40年。最初の10年間は、退職金が毎年10万円ずつ増えていく。次の20年間は毎年40万円ずつ増えていく。最後の10年間は、毎年10万円ずつふえていき、定年では1000万円支給する。」という会社があったとします。

今、定年退職を前提とすると各勤務期間までに発生したと認められる金額は次のグラフのようになります。



- ①勤続10年の社員：定年時に支給される1000万円は、期間定額基準ですと現在までに250万円発生しているとみなされるのに対し、支給算定式基準ですと100万円しか発生していないとみなされます。
- ②勤続20年の社員：定年時に支給される1000万円は、どちらの基準でも現在までに500万円発生しているとみなされます。
- ③勤続30年の社員：定年時に支給される1000万円は、期間定額基準ですと現在までに750万円発生しているとみなされるのに対し、支給算定式基準ですと900万円発生しているとみなされます。

一般的に、退職金の支給額はこの例のようにS字カーブを描くことが多いようです。したがって、比較的年齢層の高い社員の多い会社では、期間定額基準を取った方が退職給付債務は小さくなり、逆に若い社員の多い会社では、支給算定式基準を取った方が退職給付債務は小さくなるのが、予想されます。ただし、実際の退職給付債務の計算では、現在までに発生しているとみなされる額に対し、割引計算をしますので、仮に2%で割引くと、①の社員は、発生額では150万円差がありますが、83万円となるのに対し、③の社員は、同じ150万円の差が、123万円までしか縮まりません。また、脱退率などを考慮すると、高い年齢層のウェイトがさらに高まってしまいます。